

## 金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成27年11月1日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の終了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、終了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成27年10月1日

東京都渋谷区道玄坂一丁目21番2号  
東急不動産株式会社  
代表取締役 植村 仁